

保護者 様

京田辺市教育委員会  
教育長 山岡 弘高  
京田辺市輝くこども未来室  
こども政策監 西川 幸子

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる臨時休業の延長について（お知らせ）

平素は、本市教育行政並びに学校（園）教育活動の推進に格別のご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、緊急事態宣言の全国拡大や新型コロナウイルス感染の拡大が懸念される状況のなか、子どもの健康・安全を第一に考え、下記のとおり臨時休業を延長しますので、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業延長期間

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

※臨時休業日の終期については、今後の状況に応じて短縮または延長することがあります。

2 入学（園）式

○幼稚園・小学校・中学校ともに、臨時休業終了後に延期します。

なお、入学（園）日を設定し、保護者同伴のもと、来校（園）していただきます。

○詳細につきましては、各校・園のメール配信、ホームページにてお知らせします。

3 学習課題等受渡日

○感染拡大防止の観点から、学年別の時差登校や教室の分散化など、可能な限り感染拡大防止策を講じ、5月7日（木）、8日（金）または11日（月）に保護者または、児童・生徒・園児の来校（園）日を設定し、学習課題の受け渡し及び書類等を配布します。

○詳細につきましては、各校・園のメール配信、ホームページにてお知らせします。

4 臨時休業中の教育活動等

○臨時休業期間中は、原則、すべての教育活動を停止いたします。

○不要不急の外出を控え、基本的な感染症対策の実施、集団感染のリスクへの対応等、感染症対策をお願いします。

○家庭での学習や過ごし方については、各校ホームページ、メール配信にて行います。

○児童生徒、園児の健康や生活・学習状況を確認するために電話連絡や家庭訪問を行います。

○来校（園）日や登校（園）可能日については、各校・園のメール配信、ホームページにてお知らせします。

5 臨時休業中の臨時預かりについて

○小学校預かり教室、留守家庭児童会、幼稚園の預かり保育は引き続き実施しますが、感染拡大防止の観点から、特定の職種（医療従事者及び社会の機能を維持するための職種）並びに特別な事情がある場合以外、できる限りご家庭でお過ごしいただきますようお願いいたします。

・5月11日（月）からは、これまで同様、小学校預かり教室と留守家庭児童会を合わせて実施します。

・5月7日（木）・8日（金）は、午前8時より留守家庭児童会のみ実施します。

・幼稚園の預かり保育の申込みは、随時受け付けます。